相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市大足町三六〇番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　金谷　好夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

事務所三重県松阪市駅部田町一六〇九番地八　相続財産管理人　鈴木　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大東市寺川四丁目六三九番地二、最後の住所三重県伊賀市三田一〇一五番地　被相続人　亡　西田　晴彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

三重県津市河芸町東千里五七番地一号河芸マンション四〇三号　河芸法律事務所　相続財産管理人　弁護士　伊藤　元祥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区南船場三丁目一四番地、最後の住所京都市北区鷹峯土天井町二三番地一北山スカイハイツＢ－四一五号　被相続人　亡　山田　孝成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

京都市中京区堺町通竹屋町下る絹屋町一三六番地　ヴェルドール御所一〇二号　京都リバティス法律事務所　相続財産管理人　弁護士　日野田彰子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県羽咋郡宝達志水町子浦レ五八番地、最後の住所大阪市淀川区木川東二丁目一〇番一六号　被相続人　亡　市川　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

大阪市北区堂島一丁目一番二五号新山本ビル八階　相続財産管理人　弁護士　関根　良平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県御坊市名田町野島一七三二番地、最後の住所和歌山県海草郡紀美野町小畑一九八番地　被相続人　亡　西山　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

事務所和歌山市十二番丁一〇番地本山ビル三階　和歌山合同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　畑　純一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市南区東畦一三九番地一〇、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　白神　一彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

事務所岡山市北区南方一丁目七番二一号　ＳＵＭＩＫＡビル二階　みどり法律事務所　相続財産管理人　弁護士　火矢　悦治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山口市嘉川三五三二番地、最後の住所名古屋市昭和区折戸町二丁目二九番地メゾン・ド・ロリーヌ二〇二号　被相続人　亡　本間　豊和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

事務所山口市駅通り二丁目三番一八号法曹ビル四階　弁護士法人末永法律事務所　相続財産管理人　弁護士　黒川　裕希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市横迎町一丁目六四番地、最後の住所熊本県八代市坂本町鮎帰ろ七三番地　被相続人　亡　立花　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

熊本県八代市宮地町一五七〇番地一、事務所熊本県八代市田中西町一五―一五ナイスビル二階　相続財産管理人　司法書士　加藤　晃一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県宮崎市大字跡江八〇五番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大山　信行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月二十八日

宮崎県宮崎市宮田町一一番二四号黒木ビル二階　黒木昭秀法律事務所　相続財産管理人　弁護士　原田　真一

無縁墳墓等改葬公告

墓地内整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年十一月二十八日

一　墳墓等所在地　京都府京田辺市大住小林一五―一

一　墳墓等の名称　小林墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　京都府京田辺市大住岡村四六　小林墓地管理委員会　委員長　山村　輝夫

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年十一月二十八日

一、墳墓等所在地

岡山県倉敷市連島町連島一九一〇―一三一

一、墳墓等の名称　竜の口国際霊苑

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍氏名全て不詳

井本家　きく区画（は）一三二号、真柴家　はす区画（は）四二号、佐農家　きく区画（は）五号、橋本家　やすらぎ区画（ぬ2）二三号、桑田家　はす区画（ろ）三号

一、改葬を行おうとする者　岡山県倉敷市船倉町一六〇四　宗教法人教善寺　住職　千葉　隆之

平成二十六年十一月二十八日

一　墳墓等所在地　京都府京田辺市大住小林一五―一

一　墳墓等の名称　小林墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　京都府京田辺市大住岡村四六　小林墓地管理委員会　委員長　山村　輝夫

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年十一月二十八日

一、墳墓等所在地

岡山県倉敷市連島町連島一九一〇―一三一

一、墳墓等の名称　竜の口国際霊苑

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍氏名全て不詳

井本家　きく区画（は）一三二号、真柴家　はす区画（は）四二号、佐農家　きく区画（は）五号、橋本家　やすらぎ区画（ぬ2）二三号、桑田家　はす区画（ろ）三号

一、改葬を行おうとする者　岡山県倉敷市船倉町一六〇四　宗教法人教善寺　住職　千葉　隆之

平成二十六年十一月二十八日

一　墳墓等所在地　京都府京田辺市大住小林一五―一

一　墳墓等の名称　小林墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　京都府京田辺市大住岡村四六　小林墓地管理委員会　委員長　山村　輝夫

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年十一月二十八日

一、墳墓等所在地

岡山県倉敷市連島町連島一九一〇―一三一

一、墳墓等の名称　竜の口国際霊苑

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍氏名全て不詳

井本家　きく区画（は）一三二号、真柴家　はす区画（は）四二号、佐農家　きく区画（は）五号、橋本家　やすらぎ区画（ぬ2）二三号、桑田家　はす区画（ろ）三号

一、改葬を行おうとする者　岡山県倉敷市船倉町一六〇四　宗教法人教善寺　住職　千葉　隆之

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 26 年 11 月 28 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社カーライル・ジャパン・アセット・マネジメント　②東京都知事(2)88598　③取締役　林覚　④東京都千代田区丸の内一丁目５番１号新丸の内ビルディング35階カーライル・グループ内　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区丸の内一丁目５番１号新丸の内ビルディング35階カーライル・グループ内　有限会社カーライル・ジャパン・アセット・マネジメント　取締役　尾崎正司

①有限会社章美園うらべ　②奈良県知事(3)3387　③代表取締役　卜部好章　④奈良県桜井市大字谷409番地　⑤1000万円　⑥奈良県知事　⑦奈良県桜井市大字谷409番地　有限会社章美園うらべ　代表取締役　卜部好章